

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成28年9月7日（平成28年（行情）諮問第562号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行情）答申第91号）

事件名：特定の開示請求に対する補正に関する文書の一部開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定について、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることは、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月16日付け28林国業第9号により林野庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、担当のメモ書きを含め、対応のやり取りを明らかにする全ての文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、不服申立書の記載によると、次のとおりである。（なお、意見書及び審査請求人が添付している資料の内容は省略する。）

開示された文書は、100枚にも及ぶ、膨大なものですが、肝心の補正については、2枚の「開示請求補正事項」のみです。

これは、特定個人が、開示請求に添付した文書と同じものであります。

当方が求めたものは、この2枚の文書のもととなる、実際に特定個人との対応を行った際に、最低限として作成されるべき「対応記録」です。

多くの公共団体では、電話での対応は、「口頭電話記録簿」的なものに記録し、後日のために保存されるのが通例と思われれます。（特定県の場合は、特定県文書規程34条の3に、「口頭又は電話による照会、回答、通知等で重要なものは、口頭電話記録用紙（様式第12号）によって所定の手続をとらなければならない。」と規定されています。様式は別添（省略）のとおり。）

しかし、林野庁の対応は、そのような経過は全く記録せず、結果のみを残すというものであります。

このような対応で、後日、「こんな説明はなかった」と主張されれば、どのように対応することになるのでしょうか。

誰が、何時、どのように説明したかが記録されていないとすれば、対応できないこととなってしまいます。

特定個人も、何度も電話を受けたとの記憶はありますが、このようなことを言われた覚えはなく、あくまでも、「法的な権利を行使しているので、法に従って対応してほしい」と申し上げたことしか記憶にない状況です。

このように、電話での対応は、後日、問題が多く発生するものであり、その対応としては、電話をした者が、記録に残しておくことが必要となります。

法は、4条2項で、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めています。

また、「行政手続法」は、35条3項で、「行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。」とも定めています。

このことから、全ての事務処理において、これらの法律に従った対応を全く行っていないとすれば、その理由を明確にすることが求められます。

仮に、重要なものは残すが、そうでもないものは残さないとの基準があるのならば、その基準を明らかにすべきと考えます。

このように、多くの問題が発生している状況で、補正の結果のみを示して理解を求めても、それは、適正な対応とはいえないことは明らかです。

当該文書を決裁する際も、どのように対応したかは、当然のこととして、明確にすることが求められるものと考えます。

誰が、何時、どのように対応したのかも記載されていない文書を、対応の結果として、決裁権者が認めることはあり得ないものと考えます。

また、補正を行ったことが、後日、問題となることは十分に考えられ、経過は、当然に文書で残さなければならないことから、その経過を詳細に記載した文書の開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不開示とした部分とその理由

- (1) 平成27年7月13日付けで施行した27林国業第30号及び同月15日付けで施行した27林国業第33号の開示決定において不開示とした部分に加え、同月13日で施行した27林国業第30号の決裁文書のうち、内線番号（PHS）（文書の頭から1枚目）については、国の連

絡事務に関する情報であって、連絡先等を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するので、不開示としました。

法人の住所（文書の頭から12枚目）、法人名（文書の頭から1, 3, 12枚目）、代表者の氏名（文書の頭から1, 3, 12枚目）及び法人の電話番号（文書の頭から12枚目）については、法5条2号に規定された法人等に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同号ただし書きに該当するので、不開示としました。

- (2) 平成27年7月15日付けで施行した27林国業第33号の決裁文書のうち、内線番号（PHS）（頭から1枚目）については、国の絡事務に関する情報であって、連絡先等を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するので、不開示としました。

法人の住所（文書の頭から11枚目）、法人名（文書の頭から1, 3, 11枚目）、代表者の氏名（文書の頭から1, 3, 11枚目）及び法人の電話番号（文書の頭から11枚目）については、法5条2号に規定された法人等に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同号ただし書きに該当するので、不開示としました。

2 原処分を維持する理由

開示請求の趣旨は、行政文書開示請求書の別紙において、「電話で補正を行う必要性及び行った結果を詳細に記載した文書」と記載されており、「（別添）請求する行政文書の名称等」、「開示請求受付番号27032の行政文書開示請求時に補正した別紙「開示請求書補正事項」」及び「開示請求受付番号27035の行政文書開示請求書」が添付されていた。

このため、開示請求書に添付されていた「（別添）請求する行政文書の名称等」、「開示請求受付番号27032の行政文書開示請求時に補正した別紙「開示請求書補正事項」」及び「開示請求受付番号27035の行政文書開示請求書」により、本件対象文書を特定し、「平成27年7月13日付け27林国業第30号」及び「平成27年7月15日付け27林国業第33号」の補正を行った経緯が分かる「別紙「開示請求書補正事項」」が含まれていたことから、2件の行政文書を開示決定した。

審査請求人は、担当のメモ書きを含め、対応のやり取りを明らかにする全ての文書の開示を求めているが、補正を行った経緯がわかる「別紙「開示請求書補正事項」」が含まれた本件対象文書以外に補正を行った経緯が

分かる行政文書は保有していないことから、原処分を維持することが適当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月4日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成29年6月7日 審議
- ⑤ 同月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定の上、その一部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、担当のメモ書きを含め、対応のやり取りを明らかにする全ての文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとするので、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会において確認したところ、本件の開示請求書には、①「（別添）請求する行政文書の名称等」、②「別紙 開示請求書補正事項」、③「行政文書開示請求書」及び④「別紙 開示請求書補正事項」と題する各書面の写しが添付されていることが認められる。

この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記①は、特定個人による別件行政文書開示請求書（以下「別件開示請求書1」という。）に添付されていた書面であり、上記②は、別件開示請求書1に対する補正がされた内容を記載した書面であり、また、上記③は、同一人による他の別件行政文書開示請求書（以下「別件開示請求書2」という。）であり、上記④は、別件開示請求書2に対する補正がされた内容を記載した書面であるとのことであった。これら書面の内容を総合すると、諮問庁が説明するとおり、これらは、特定個人による2件の別件行政文書開示請求に係る開示請求書又は開示請求書に添付されていた書類であるものと認められる。

そうすると、本件対象文書の存否を答えることにより、上記特定個人が2件の別件開示請求を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなるものと認められる。

- (2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書

イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

- (3) 以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきものであったものと認められる。

したがって、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が原処分を維持することが適当であるとしていることは、結論において妥当である。

- (4) なお、法に定める開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであるから、上記特定個人が誰であるか等の個別的事情が上記判断を左右するものではない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示請求は、審査請求人（開示請求者）本人に係る情報の開示を求めるものであるから、処分庁は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求をするよう教示すべきであった。今後、開示請求の事務手続において、適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることは、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1（本件請求文書）

行政機関の保有する情報公開に関する法律の 4 条 2 項には、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定められています。

この規定に反し、電話で補正を行うためには、それなりの緊急性または、相当性が必要とされるだけでなく、その経過及び結果は、しっかりと文書で残さなければなりません。

また、2 及び 3 並びに 5（別添省略）の補正は、請求の内容に関するものであり、形式上の不備とは考えられません。

つきましては、形式上の不備でないものに対し、電話で補正を行う必要性及び行った結果を詳細に記載した文書の開示を求めます。

別紙 2 (本件対象文書)

- (1) 平成 27 年 7 月 13 日付けで施行した 27 林国業第 30 号決裁文書
- (2) 平成 27 年 7 月 15 日付けで施行した 27 林国業第 33 号決裁文書